

要 望 書

電源立地を円滑に進めることを目的として、昭和49年に制定された「電源開発促進税法」、「電源開発促進対策特別会計法」、「発電用施設周辺地域整備法」の三法に基づき、「電源立地地域対策交付金」が対象自治体に交付されているところです。この交付金は、電源立地地域における地域振興を図るため、企業導入・産業活性化、福祉対策、公共用施設の整備・維持運営などの事業が対象となっております。

交付金の対象となる自治体は、原子力発電施設等が立地している自治体とその隣接自治体であり、県内では水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、鉾田市、茨城町、大洗町及び東海村であり、UPZ影響圏において対象地域となっていない自治体は、高萩市、笠間市、常陸大宮市、城里町及び大子町の3市2町です。

原子力発電所から30キロメートル圏内に位置するUPZ影響圏の自治体は、原子力災害時における広域避難計画の策定を義務付けられ、防災体制を整備することが必要であり、立地自治体及び隣接自治体と同様に原子力施設の影響を受ける地域であります。

つきましては、電源三法交付金の交付対象地域について、UPZ影響圏へ拡大すること、また、交付対象施設として、全ての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えることについて、特段の御配慮をお願い申し上げます。

平成30年8月30日

高萩市長	大 部 勝 規
常陸大宮市長	三 次 真 一 郎
笠間市長	山 口 伸 樹
城里町長	上 遠 野 修
大子町長	綿 引 久 男

緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)

